

長野県望月少年自然の家指定管理者に関する質問への回答

生涯学習課

質問表題	質問要旨	回答
「管理業務仕様書」第5の4 (2) 指定事業の実施に関する 業務の実施に要する経費につ いて	ここに記載の内容について、前回（令和 3年7月）の当該施設の指定管理者募集要 項に伴う管理業務仕様書においては、自主 事業として規定していました。 今回、指定事業に変更になったことによ り、事業実施に要する人件費などの経費は 指定管理料を充当していると認識していま す。 つきましては、その経費が指定管理料の うちいくらなのかご教示ください。	指定管理料上限額の算定に当たっては、指定事業の実施に必 要となる人件費についても考慮しています。 なお、指定管理料上限額は、施設全体の管理運営に係る収支 を総合的に勘案して算定しているため、指定事業の実施に係る 人件費のみを切り分けて金額をお示しすることはできません。
「基本協定書（案）」第6条第 2項別添「管理運営業務仕様 書」について	質問表題に記載の仕様書が指定管理募集 ホームページに掲載されていません。 業務細目を確認したいためご提示をお願い します。	「基本協定書（案）」第6条第2項に規定する「管理運営業 務仕様書」については、現在ホームページに掲載している「長 野県望月少年自然の家管理業務仕様書」を基に作成する予定で す。 このため、現時点では、ホームページに掲載している「長野 県望月少年自然の家管理業務仕様書」をご確認ください。
利用料金の減免について	「基本協定書（案）」第10条関係の別記 2において、県内の小中学校・高等学校・ 特別支援学校などの利用料金が全額減免で す。「長野県望月少年自然の家資料集（8ペ ージ）よりその減免額は、令和6年度が 919,500円、令和7年度が813,800円です。 この減免額は、指定管理料に含まれてい るのでしょうか。また、含まれている場合、 各年度の見込金額をご教示ください。	指定管理料上限額の算定に当たっては、施設の管理運営に必 要な支出見込額及び利用料金等の収入見込額を考慮しており、 利用料金収入については、減免による影響を考慮した上で見込 んでいます。 このため、減免による影響については、指定管理料上限額の 算定上、考慮しています。 なお、指定管理料上限額は、施設全体の管理運営に係る収支 を総合的に勘案して算定しているため、各年度の減免見込額の みを切り分けて金額をお示しすることはできません。

	含まれていない場合、この減収は指定管理者リスクになるのでしょうか。																					
リスク分担　リスク種類：物価の変動	<p>物価の変動について、（注１）で燃料費等の値上げ、新たな税負担の発生等の場合は、県と指定管理者が協議して決定することとなっていますが、リスク内容の「物価変動による人件費や物品費等経費の増」についても県協議により決定する解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>また、協議対象となる具体的な物価変動率をご教示ください。</p>	<p>物価変動による人件費、物品費等の経費の増加については、指定管理者の負担となります。</p> <p>ただし、原油価格の高騰による燃料費等の値上げや、税制の変更に伴う新たな税負担の発生等については、県と指定管理者が協議の上、その取扱いを決定します。</p> <p>このため、現行の「基本協定書（案）」及び「管理業務仕様書」のリスク分担表については、物価変動による人件費、物品費等の経費の増加についても「協議事項」であるとの誤解を招く記載となっているため、下記のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <table><tr><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr><tr><th>県</th><th>指定管理者</th></tr><tr><td>物価の変動</td><td>物価変動による人件費、物品費等経費の増（注１）</td><td colspan="2">協議事項</td></tr></table> <p>【修正後】</p> <table><tr><th rowspan="2">リスクの種類</th><th rowspan="2">リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr><tr><th>県</th><th>指定管理者</th></tr><tr><td>物価の変動</td><td>物価変動による人件費、物品費等経費の増（注１）</td><td></td><td>○</td></tr></table>	リスクの種類	リスクの内容	負担者		県	指定管理者	物価の変動	物価変動による人件費、物品費等経費の増（注１）	協議事項		リスクの種類	リスクの内容	負担者		県	指定管理者	物価の変動	物価変動による人件費、物品費等経費の増（注１）		○
リスクの種類	リスクの内容	負担者																				
		県	指定管理者																			
物価の変動	物価変動による人件費、物品費等経費の増（注１）	協議事項																				
リスクの種類	リスクの内容	負担者																				
		県	指定管理者																			
物価の変動	物価変動による人件費、物品費等経費の増（注１）		○																			
利用料金について	<p>「１　宿泊を伴う場合」の研修室及び体育館、またそれ以外の施設の利用に際しては、光熱費が発生していますが、利用者へ利用料金の徴収はできますでしょうか。</p> <p>利用料金が徴収できない場合、長野県へ光熱費相当分の請求はできますでしょうか。</p>	<p>宿泊を伴う場合の利用料金は、研修室、体育館及びその他の施設の利用を含めた料金として設定しているため、宿泊に係る利用料金に加えて、これらの施設の利用料金を別途徴収することはできません。</p> <p>また、これらの施設の利用に伴う光熱費については、施設の管理運営に要する経費に含まれるものであるため、県に別途請求することはできません。</p>																				
利用料金について	<p>「２　宿泊を伴わない場合(2)研修室及び体育館以外の施設」とは具体的施設をご</p>	<p>「長野県少年自然の家条例」別表の２(2)に規定する「研修室及び体育館以外の施設」とは、キャンプ場を指します。した</p>																				

	<p>教示ください。</p> <p>これは、「管理業務仕様書」第 1 の 1 (5) 主要施設等に規定の宿泊室及びキャンプ場、研修室、体育館を除く施設でしょうか。</p>	<p>がって、「管理業務仕様書」第 1 の 1 (5) に掲げる研修室及び体育館以外の施設全般を指すものではありません。</p>
利用料金について	<p>「2 宿泊を伴わない場合 (1) 研修室及び体育館」に記載金額は、時間当たり単価なのでしょうか。又は、一人当たり単価なのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>記載の利用料金は、一人当たりの単価ではなく、1 団体につき 3 時間当たりの単価となります。</p>
修繕業務について	<p>当該施設は 50 年を経過し老朽化が進んでおり、計画的な修繕が要すると考えております。</p> <p>「管理業務仕様書」第 5 の 1 (9) ア「計画的な大規模修繕は、原則として、協議の上県が実施する」とありますが、大規模修繕計画は指定期間中にありますか。</p> <p>また、大規模修繕以外の県が実施する 1 件 100 万円以上の修繕計画をご教示ください。</p>	<p>県では、令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間とする「施設の中長期修繕・改修計画（個別施設計画）」を策定しています。</p> <p>なお、本計画は、施設の劣化状況や社会情勢等を踏まえ、おおむね 5 年毎に見直すこととしており、見直しの結果、本施設が計画の対象とならない可能性があります。</p> <p>また、1 件 100 万円以上の修繕については、指定管理者から報告される修繕が必要と見込まれる内容等を踏まえ、施設の劣化状況や緊急性等に応じて優先順位を検討し、予算の範囲内で実施していきます。</p>